

## ○厚生労働省告示第三百八十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を次のように定める。

平成二十年七月十一日

厚生労働大臣　舛添　要一

## 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号に規定する期間は、別表のとおりとする。

## 附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行し、平成二十年度以降の年度分の補助金等に係る財産及び平成十九年度以前の年度分の補助金等に係る財産（当該補助金等の交付の決定をしたときに、処分制限期間が定められているものであつて、この告示の施行の日において補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十二条の規定に基づく目的に反する使用、譲渡、交換又は貸付の承認を受けていないものに限る。）に適用する。この場合において、当該財産に係る補助金等が廃止されている場合にあつては、当該補助金等を別表の補助金等の名称の欄に掲

げる補助金等とみなし、平成十九年度以前の年度分の補助金等に係る財産に係るこの告示の施行前の処分制限期間が当該財産に係るこの告示の施行後の処分制限期間より短いものについては、なお従前の例による。

2 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成十三年厚生労働省告示第二百三十九号）は、廃止する。

別表

補助金等の名称	種類	構造又は用途	細目	処分制限
医療施設運営費等補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	
中毒情報基盤整備事業			住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	五〇年
費補助金			飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	四七年

医療関係者養成確保対策費等補助金

助金

医療関係者研修費等補助金

臨床研修費等補助金

地域診療情報連携推進

費補助金

独立行政法人国立病院

機構施設整備費補助金

結核研究所補助金

店舗用のもの

病院用のもの

変電所用、発電所用、送受信所用

、停車場用、車庫用、格納庫用、

荷扱所用、映画製作ステージ用、

屋内スケート場用、魚市場用又は

と畜場用のもの

公衆浴場用のもの

工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの

塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他  
の著しい腐食性を有する液体又  
は気体の影響を直接全面的に受  
けるもの

その他のもの

三八年

二四年

三一年

三八年

三九年

三九年

政府開発援助結核研究

所補助金

疾病予防対策事業費等

補助金

予防接種対策費補助金

予防接種対策費等補助金

ハンセン病療養所費補助金

助金

助金

れんが造、石造  
事務所用又は美術館用のもの及び  
左記以外のもの  
のもの  
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊  
所用、学校用又は体育館用のもの  
飲食店用、劇場用、演奏場用、映  
画館用又は舞踏場用のもの  
病院用のもの  
変電所用、発電所用、送受信所用  
、停車場用、車庫用、格納庫用、  
荷扱所用、映画製作ステージ用、  
屋内スケート場用、魚市場用又は  
と畜場用のもの  
公衆浴場用のもの  
工場（作業場を含む。）用又は倉  
庫用のもの  
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他

四一年

三八年

三六年  
三八年

三四四年  
三〇年

難病等情報提供事業費

補助金

移植対策事業費補助金

原爆被爆者保健福祉施設運営費等補助金

放射線影響研究所補助金

老人保健事業推進費等補助金

医薬品等健康被害対策

の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの

その他のもの

二二二年

三四年

金属造のもの（事務所用又は美術館用のもの及び

骨格材の肉厚が左記以外のもの

四ミリメートル店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊

を超えるものに左記以外のもの

四ミリメートル店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊

を超えるものに左記以外のもの

三四四年

三一年

飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの  
変電所用、発電所用、送受信所用  
、停車場用、車庫用、格納庫用、  
荷扱所用、映画製作ステージ用、  
屋内スケート場用、魚市場用又は  
と畜場用のもの

三一年

事業費補助金

血液確保事業等補助金

医療提供体制推進事業

費補助金

医療施設等設備整備費

補助金

医療施設等施設整備費

補助金

後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金

事業費補助金

病院用のもの

工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの

塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他

の著しい腐食性を有する液体又は气体の影響を直接全面的に受けるもの

その他のもの

金属造のもの（  
骨格材の肉厚が  
三ミリメートル  
を超える四ミリメートル以下のも

事務所用又は美術館用のもの及び

左記以外のもの

店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊

所用、学校用又は体育館用のもの

飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの

変電所用、発電所用、送受信所用

二九年

二〇年  
二一年

二〇年

二七年

二五年

後期高齢者医療制度関

係業務準備事業費補助

金

国民健康保険組合特別

対策費等補助金

国民健康保険特別対策

費補助金

国民健康保険団体連合

会等補助金

助金

全国健康保険協会特定  
健康診査・保健指導補

金属造のもの（ 骨格材の肉厚が 三ミリメートル	事務所用又は美術館用のもの及び 左記以外のもの	一四年	二四年	、停車場用、車庫用、格納庫用、 荷扱所用、映画製作ステージ用、 屋内スケート場用、魚市場用又は と畜場用のもの
工場（作業場を含む。）用又は倉 庫用のもの	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他 の著しい腐食性を有する液体又 は気体の影響を直接全面的に受 けるもの	一五年	二五年	、停車場用、車庫用、格納庫用、 荷扱所用、映画製作ステージ用、 屋内スケート場用、魚市場用又は と畜場用のもの
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊 会等補助金	その他のもの	一二一年	一一四年	、停車場用、車庫用、格納庫用、 荷扱所用、映画製作ステージ用、 屋内スケート場用、魚市場用又は と畜場用のもの

以下のものに限

一九年

全国健康保険協会病床

転換支援金補助金

る。)

所用、学校用又は体育館用のもの  
飲食店用、劇場用、演奏場用、映  
画館用又は舞踏場用のもの

一九年

健康保険組合特定健康

診査・保健指導補助金

国民健康保険組合特定

健康診査・保健指導補

助金

と畜場用のもの  
病院用のもの  
工場（作業場を含む。）用又は倉  
庫用のもの

一九年  
一七年

国民健康保険組合病床  
転換支援金補助金

塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他  
の著しい腐食性を有する液体又  
は気体の影響を直接全面的に受  
けるもの

保健衛生施設等設備整  
備費補助金

一七年  
一二年

地域保健活動推進費補助金	保健衛生施設等施設整備費補助金	備費補助金	国民健康づくり運動推進事業費補助金	衛生組織振興強化費補助金	水道施設整備費補助	高年齢者就業機会確保
--------------	-----------------	-------	-------------------	--------------	-----------	------------

木造又は合成樹脂造のもの

事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの

二四年

店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊

所用、学校用又は体育館用のもの

飲食店用、劇場用、演奏場用、映

画館用又は舞踏場用のもの

変電所用、発電所用、送受信所用

、停車場用、車庫用、格納庫用、

荷扱所用、映画製作ステージ用、

屋内スケート場用、魚市場用又は

と畜場用のもの

病院用のもの

公衆浴場用のもの

工場（作業場を含む。）用又は倉

庫用のもの

二〇年

二二年

二一〇年

一七年

一二年

事業費等補助金

児童福祉事業対策費等

補助金

婦人保護事業費補助金

民間社会福祉事業助成

費補助金

科学試験研究費補助金

母子保健衛生費補助金

在宅福祉事業費補助金

塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他  
の著しい腐食性を有する液体又  
は気体の影響を直接全面的に受  
けるもの

その他のもの

木骨モルタル造  
のもの

事務所用又は美術館用のもの及び  
左記以外のもの

店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊  
所用、学校用又は体育館用のもの  
飲食店用、劇場用、演奏場用、映  
画館用又は舞踏場用のもの

変電所用、発電所用、送受信所用  
、停車場用、車庫用、格納庫用、  
荷扱所用、映画製作ステージ用、  
屋内スケート場用、魚市場用又は

九年

五年

二二二年

二〇〇年

一九年

母子家庭等対策費補助 金	日本赤十字社救護業務 費等補助金
遺族及留守家族等援護 活動費補助金	社会福祉推進費補助金

簡易建物（応急 仮設住宅を除く 。） 地方改善事業費補助金	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他 の著しい腐食性を有する液体又 は気体の影響を直接全面的に受 けるもの  その他のもの	工場（作業場を含む。）用又は倉 庫用のもの	と畜場用のもの 病院用のもの 公衆浴場用のもの
掘立造のもの及び仮設のもの	木製主要柱が十センチメートル角 以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶ き、ルーフイングぶき又はトタン ぶきのもの	一四年 七年	一五年 一一年
七年 一〇年			一五年

## 地域生活支援事業費補

助金

身体障害者体育等振興  
費補助金

児童保護費等補助金

身体障害者福祉費補助  
金精神障害者社会復帰施  
設等運営費補助金

業費補助金

障害程度区分認定等事

応急仮設住宅

建物附  
属設備電気設備（照明  
設備を含む。）

蓄電池電源設備

六年

一五年

その他もの

一五年

備

給排水又は衛生  
設備及びガス設冷房、暖房、通  
風又はボイラーネ

設備

冷暖房設備（冷凍機の出力が二十  
二キロワット以下のものに限る。）

その他のもの

昇降機設備

エレベーター

二年

一五年

一三年

一五年

一七年

精神保健対策費補助金

精神保健対策費補助金	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費補助金	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備
企業年金連合会事務費 補助金	社会福祉施設等施設整備費補助金	アーケード又は日よけ設備

可動間仕切り	アーケード又は日よけ設備	エヤーカーテン 又はドア-自動開閉設備	備	エスカレーター
簡易なもの その他のもの	主として金属製のもの その他もの			
一五年 三年	八年 一五年	一二年	八年	一五年

国民年金基金連合会事務費補助金		前掲のもの以外のもの	主として金属製のもの	一八年
高齢者福祉推進事業費補助金	構築物	電用のもの	その他のもの	一〇年
高齢者社会活動支援事業費補助金	発電用又は送配電用のもの	小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）に基づき建設したものに限る。）	その他のもの	一〇年
介護保険事業費補助金	その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。）	汽力発電用のもの（岸壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。）	その他のもの	一〇年
政府開発援助アジア労働技術協力費等補助金	送電用のもの	地中電線路	塔、柱、がい子、送電線、地線	二五年
独立行政法人医薬基盤		四一年	五七年	三〇年

## 研究所施設整備費補助

金

水道水源開発施設整備

費補助

厚生科学研究費補助金

助金

モデル事業マンモグラ

フィ緊急整備事業費補助金

補助金

## 及び添加電話線

配電用のもの

鉄塔及び鉄柱

四二年  
五〇年

木柱

配電線

引込線

添加電話線

地中電線路

広告用のもの

金属造のもの

その他のもの

スタンド

競技場用、運動場用、遊園地用

又は学校用のもの

三六年

五〇年

四二年

一五年

三〇年

二〇年

三〇年

二五年

二〇年

一〇年

児童虐待防止対策設備

整備費補助金

老人医療費適正化推進  
費補助金

高齢者医療制度円滑導入事業費補助金

後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金

労働災害防止対策費補助金

産業医学助成費補助金

の

の

主として鉄骨造のもの  
主として木造のもの

ネット設備

野球場、陸上競技場、ゴルフコート  
その他スポーツ場の排水その他

他の土工施設

水泳プール

その他のもの

児童用のもの

すべり台、ぶらんこ、ジャン  
グルジムその他の遊戯用のもの

の

その他のもの

その他のもの

主として木造のもの

四五年

三〇年

一〇年

一五年

三〇年

一五年

一五年

一五年

独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費補助金	身体障害者等福祉対策事業費補助金	事業費補助金	身体障害者等福祉対策事業費補助金	身体障害者等福祉対策事業費補助金
勤労者財産形成促進事業費補助金	勤労者財産形成促進事業費補助金	勤労者財産形成促進事業費補助金	勤労者財産形成促進事業費補助金	勤労者財産形成促進事業費補助金

農林業用のもの	その他のもの
主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの 果樹棚又はホップ棚	一四年
その他もの	一七年
主として木造のもの 土管を主としたもの その他のもの	一四年
工場緑化施設	一〇年
園 緑化施設及び庭園	八年
その他の緑化施設及び庭園（工場 緑化施設に含まれるもの）を除く。	五年
二〇年	七年

業費等補助金	
独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費補助金	装路面
中小企業雇用安定事業費等補助金	アスファルト敷又は木れんが敷のもの
産業雇用安定センター補助金	ビューマルス敷のもの
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構施設整備費補助金	一五年

コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	一〇年	三	六〇年	橋	筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。）	下水道、煙突及び焼却炉	その他もの	コンクリート造又はコンクリー トブロック造の	岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう 下水道、飼育場及びへい
コンクリート造								又はコンクリー トブロック造の	岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう 下水道、飼育場及びへい
又はコンクリー トブロック造の	一五年	三〇年	五六〇年	三五年	六〇年	六〇年	三	六〇年	橋

## 職業能力開発校設備整備費等補助金

原爆被爆者介護手当等 負担金	感染症予防事業費等負担金	児童育成事業費補助金	独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備費補助金	技能向上対策費補助金	の（前掲のも のを除く。）
-------------------	--------------	------------	-------------------------	------------	------------------

引湯管	四〇年	一〇年	七年	五〇年	（前掲のも のを除く。）
塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの	五〇年	二五年	七年	五〇年	れんが造のもの （前掲のもを除く。）
防壁、堤防及び防波堤 煙突、煙道及び焼却炉	五〇年	四〇年	七年	五〇年	石造のもの（前掲のものを除く）
下水道 その他もの	五〇年	三五年	七年	五〇年	岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、上水道及び用水池



婦人相談所運営費負担

金

母子保健衛生費負担金

災害救助費等負担金

身体障害者保護費負担

金

精神障害者措置入院費

負担金

等負担金

酸用のもの

有機酸用又は硫酸、硝酸その他  
前掲のもの以外の無機酸用のも  
の

アルカリ類用、塩水用、アルコ  
ール用その他もの

水そう及び油そう

鋳鉄製のもの  
鋼鉄製のもの

浮きドック

飼育場

つり橋、煙突、焼却炉、打込み井  
戸、へい、街路灯及びガードレー  
ル

露天式立体駐車設備

その他のもの

八年

一〇年

一五年

二〇年

二五年

一五年

一〇年

一〇年

四年

心神喪失者等醫療觀察 法指定入院醫療機關運 營費負擔金	備整備費負擔金	法指定入院醫療機關設 備整備費負擔金	心神喪失者等醫療觀察 法指定入院醫療機關設 備整備費負擔金	心神喪失者等醫療觀察 法指定入院醫療機關設 備整備費負擔金	保健事業費等負擔金
-----------------------------------	---------	-----------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-----------

			合成樹脂造のも の（前掲のもの を除く。）
水道用のもの		木造のもの（前 掲のものを除く 。）	
取水設備		橋	一五年
導水設備		水そう及び引湯管	一〇年
浄水設備		飼育場	七年
配水設備		その他もの	一五年
橋りょう			一〇年
鉄筋コンクリート造のもの			
六〇年	四〇年	六〇年	六〇年
六〇年	五〇年	六〇年	六〇年

養護老人ホーム等保護

費負担金

国民健康保険財政調整

交付金

財政調整交付金

国民健康保険老人保健

医療費拠出金財政調整

交付金

国民健康保険病床転換

鉄骨造のもの  
木造のもの

配水管

鋳鉄製のもの

その他のもの

配水管附属設備

えん堤

鉄筋コンクリート造又はコンク

リート造のもの

れんが造又は石造のもの

土造のもの

貯水池

高架水そう

鉄筋コンクリート造のもの

金属造のもの

木造のもの

四八年

一八年

四〇年

二五年

三〇年

八〇年

五〇年

四〇年

三〇年

四〇年

一〇年

二〇年

一〇年

## 支援金財政調整交付金

職業転換訓練費交付金

離職者等職業訓練費交付金

付金

港湾労働者派遣事業等

交付金

病床転換助成事業交付

金

地域介護・福祉空間整備推進交付金

船舶

さく井  
電信電話線  
一〇年  
三〇年

その他のもの

鉄筋コンクリート造のもの

コンクリート造又はれんが造のもの

六〇年

石造のもの

金属造のもの

木造のもの

四〇年

五〇年

四五五年

一五年

一五年  
五〇年前掲のもの以外  
のもの主として木造のもの  
その他のもの船舶法（明治三  
十二年法律第四  
十六号）第四条

付金	次世代育成支援対策交	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
育児休業労働者等支援交付金	介護労働者雇用改善援助事業等交付金	育児休業労働者等支援交付金
地域支援事業交付金	短時間労働者雇用管理改善等事業交付金	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

から第十九条までの適用を受け る鋼船	船舶法第四条から第十九条まで の適用を受ける 木船	船舶法第四条から第十九条まで の適用を受ける 木船	一四年
（	船舶法第四条から第十九条まで の適用を受ける 木船	船舶法第四条から第十九条まで の適用を受ける 木船	一〇年
九年	（	（	一〇年

次世代育成支援対策施設整備交付金	社会事業学校等経営委託費	身体障害者福祉促進事業委託費	衛生関係指導者養成等委託費（医務衛生関係指導者養成等委託のうち救急医療施設医師研修会の委託に係るもの）	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける強化プラスチック船
具び運搬備を除く。）	航空機	木船 鋼船	その他のもの	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける強化プラスチック船
特殊自動車（消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車	ヘリコプター			
五年	五年	五年	八年	一二年
				七年

遺族及留守家族等援護  
事務委託費（昭和館運  
営委託に係るものに限  
る。）

がん研究助成金

国連・障害者の十年記  
念施設運営委託費

医療提供体制施設整備  
交付金

モータースイーパー及び除雪車 タンク車、じんかい車、し尿車、 寝台車、靈きゅう車、トラックミ キサー、レツカーその他特殊車体 を架装したもの	四年	三年	四年
小型車（じんかい車及びし尿車 にあつては積載量が二トン以下 、その他のものにあつては総排 気量が二リットル以下のものを いう。）			
その他のもの			
運送事業用の車 両及び運搬具（ 前掲のものを除 く。）	自動車（二輪又は三輪自動車を含 み、乗合自動車を除く。） 小型車（貨物自動車にあつては 積載量が二トン以下、その他の		

ものにあつては総排気量が二リ  
ツトル以下のものをいう。)

その他のもの

大型乗用車（総排気量が三リ  
ツトル以上のものをいう。）

その他のもの

乗合自動車

自転車及びリヤカー

被けん引車その他のもの

前掲のもの以外  
のもの

自動車（二輪又は三輪自動車を除  
く。）

小型車（総排気量が〇・六六リ  
ツトル以下のものをいう。）

その他のもの

貨物自動車

三年

五年

四年

五年

二年

四年

四年

のもの

のもの

のもの

のもの

のもの

ダンプ式のもの

その他のもの

報道通信用のもの

その他のもの

二輪又は三輪自動車

自転車

鉱山用人車、炭車、鉱車及び台車

金属製のもの

その他のもの

フォークリフト

トロッコ

金属製のもの

その他のもの

その他のもの

自走能力を有するもの

その他のもの

四年 七年

三年 五年

四年 四年 七年

二年 三年 六年 五年 四年

## 工具

測定工具及び検

査工具（電気又

は電子を利用す  
るもの）

るものを含む。

治具及び取付工  
具型（型枠<sup>わく</sup>を含む  
。）、鍛圧工具  
及び打抜工具

切削工具

プレスその他の金属加工用金型、  
合成樹脂、ゴム又はガラス成型用  
金型及び鋳造用型

その他のもの

二年

三年

二年

三年

五年

金属製柱及びカ ツペ	前掲のもの以外 のもの	器具及 び備品	
	白金ノズル	家具、電気機器 、ガス機器及び 家庭用品（他の 項に掲げるもの を除く。）	事務机、事務椅子及びキャビネット
	その他もの	主として金属製のもの その他もの	応接セット
三年	三年	五年	接客業用のもの
三年	三年	五年	その他のもの
五年	八年	八年	ベット
五年	五年	五年	児童用机及びいす

陳列だな及び陳列ケース

冷凍機付又は冷蔵機付のもの

その他のもの

その他の家具

接客業用のもの

その他のもの

主として金属製のもの

その他のもの

ラジオ、テレビジョン、テープレ

コーダーその他音響機器

冷房用又は暖房用機器

電気冷蔵庫、電気洗濯機その他こ

れらに類する電気又はガス機器

氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電

気式のものを除く。）

カーテン、座ぶとん、寝具、丹前

四年

六年

六年

五年

八年

五年

八年

六年

事務機器及び通

謄写機器及びタイプライター

その他これらに類する纖維製品

じゅうたんその他の床用敷物

小売業用、接客業用、放送用又

はレコード吹込用のもの

その他のもの

室内装飾品

主として金属製のもの

その他のもの

食事又はちゅう房用品

陶磁器製又はガラス製のもの

その他のもの

その他のもの

主として金属製のもの

その他のもの

八年  
一五年

五年  
二年

八年  
五年

六年  
三年

三年

孔版印刷又は印書業用のもの  
その他もの

## 電子計算機

パソコン用（サードパーティ用のものを除く。）

その他もの

複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコードーその他これらに類するもの  
その他の事務機器

テレタイプライター及びファクシミリ

インターネット接続及び放送用設備

電話設備その他の通信機器

デジタル構内交換設備及びデジ

タルボタン電話設備

六年

六年

五年

五年

五年

四年  
五年

五年  
三年

具 看板及び廣告器	光学機器及び写 真製作機器	時計、試験機器 及び測定機器	度量衡器 試験又は測定機器	その他もの 時計
看板 マネキン人形及び模型 その他のもの 主として金属製のもの	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡 その他の機器	オペラグラス カメラ、映画撮影機、映写機及び 望遠鏡	試験又は測定機器	度量衡器 試験又は測定機器
一〇年 二年 三年	八年 五年 二年	五年 五年 二年	五年 五年 一〇年	一〇年 一〇年 一〇年

その他のもの

容器及び金庫

ボンベ

溶接製のもの

鍛造製のもの

塩素用のもの

その他のもの

ドラムかん、コンテナーその他

容器

大型コンテナー（長さが六メートル以上のものに限る。）

その他のもの

金属製のもの

その他のもの

金庫

手さげ金庫

五年

二年 三年

七年

一〇年 八年 六年

五年

		理容又は美容機器	
医療機器			
消毒殺菌用機器	四年		
手術機器	五年		
血液透析又は血しよう交換用機器 ハバードタンクその他の作動部分 を有する機能回復訓練機器	七年		
調剤機器	六年		
歯科診療用ユニット	七年		
光学検査機器	六年		
ファイバースコープ	八年		
その他もの	六年		
その他もの	七年		
その他もの	八年		
その他もの	九年		
		二〇〇年	

レントゲンその他の電子装置を

使用する機器

移動式のもの、救急医療用の  
もの及び自動血液分析器

その他もの

その他もの

陶磁器製又はガラス製のもの

主として金属製のもの

その他もの

娯楽又はスポー  
トまつき用具

ツ器具及び興行  
又は演劇用具  
パチンコ器、ビンゴ器その他これ  
らに類する球戯用具及び射的用具

ご、しようぎ、まあじやんその他

の遊戯具

スポーツ具

三年 五年

二年 八年

五年 一〇年 三年 四年 六年

前掲のもの以外  映画フィルム（スライドを含む。）	生物							
	その他のもの	鳥類	魚類	動物	貸付業用のもの	植物	その他のもの	主として金属製のもの
	八年	四年	二年	二年	五年	二年	五年	五年

機械及 び装置									のもの
設備	食料品製造業用								シート及びロープ きのこ栽培用ほだ木
									）、磁気テープ及びレコード
									漁具
									葬儀用具
									楽器
									自動販売機（手動のものを含む。）
									無人駐車管理装置
									焼却炉
									その他のもの
									主として金属製のもの
									その他のもの
一〇年	五年	一年	五年	五年	五年	五年	三年	三年	二年

飲料・たばこ・ 飼料製造業用設 備	繊維工業用設備	炭素繊維製造設備	木材・木製品( 家具を除く。)	家具又は装備品 製造業用設備
一〇年	三年	七年	八年	一年

化学工業用設備	印刷業又は印刷 関連業用設備	紙加工品製造業 用設備
臭素、よう素又は塩素、臭素若し くはよう素化合物製造設備 塩化りん製造設備	デジタル印刷システム設備 製本業用設備 新聞業用設備 モノタイプ、写真又は通信設備 その他の設備	四年 七年 三年 一〇年 一二年
五年 四年 五年	一〇年	

ゼラチン又はにかわ製造設備

半導体用フォトレジスト製造設備

フラットパネル用カラーフィルタ  
ー、偏光板又は偏光板用フィルム

製造設備

その他の設備

五年

五年

八年

石油製品又は石  
炭製品製造業用

設備

プラスチック製  
品製造業用設備  
(他の号に掲げ  
るもの)を除く。

八年

七年

ゴム製品製造業 用設備	皮製造業用設備 なめし革、なめ し革製品又は毛	窯業又は土石製 品製造業用設備	鐵鋼業用設備
九年	九年	九年	備 表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業 又は鉄スクラップ加工処理業用設 備 純鉄、原鉄、ベースメタル、フェ ロアロイ、鉄素形材又は鋳鉄管製
五年	九年	九年	

並びに機械及び の器具及び備品	はん用機械器具 (はん用性を有 するもので、他	金属製品製造業 用設備	非鉄金属製造業 用設備	その他の設備	造業用設備
		金属被覆及び彫刻業又は打はく及 び金属製ネームプレート製造業用 設備	その他の設備	核燃料物質加工設備 その他の設備	
		一〇年	六年	一年	四年

装置に組み込み

、又は取り付け

ることによりそ

の用に供される

ものをいう。以

下同じ) 製造業

用設備(電子部

品、デバイス又

は電子回路製造

業用設備及び情

報通信機械器具

製造業用設備を

除く。)

生産用機械器具

(物の生産の用

金属加工機械製造設備

その他の設備

一二年

九年

に供されるもの

をいう。) 製造

業用設備 (業務

用機械器具 (業

務用又はサービ

スの生産の用に

供されるもの (

これらのもので

あつて物の生産

の用に供される

ものを含む。)

をいう。) 製造

業用設備 (はん

用機械器具製造

業用設備、電気

機械器具製造業

		用設備及び輸送 用機械器具製造 業用設備を除く
れるものを含む 生産の用に供さ のであって物の の（これらのも ー ビスの生産の 用に供されるも （業務用又はサ 業務用機械器具 ）		。）及び電気 機械器具製造業 用設備を除く。

。)をいう。

（はん用機械器  
）製造業用設備

具製造業用設備及  
、電気機械器具  
製造業用設備及  
び輸送用機械器  
具製造業用設備  
を除く。）

電子部品、デバイス又は電子回路

光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備

路製造業用設備

プリント配線基板製造設備

フラットパネルディスプレイ、半

導体集積回路又は半導体素子製造

設備

五年

六年 六年

七年

農業用設備	用設備 その他の製造業	輸送用機械器具 製造業用設備	情報通信機械器 具製造業用設備	電気機械器具製 造業用設備	その他の設備
七年	九年	九年	八年	七年	八年

総合工事業用設備	設備	鉱業、採石業又は砂利採取業用	備水産養殖業用設備	漁業用設備（次号に掲げるものを除く。）	林業用設備
	掘さく設備	石油又は天然ガス鉱業用設備			
	その他の設備	坑井設備			
			五年	五年	五年
		六年	二年	六年	三年

							備
電氣業用設備							
電氣事業用水力発電設備							二二年
その他の水力発電設備							二〇年
汽力発電設備							一五年
内燃力又はガスタービン発電設備							一五年
送電又は電氣業用変電若しくは配							一七年
電設備							
需要者用計器							
柱上変圧器							
その他の設備							
鉄道又は軌道業用変電設備							
その他の設備							
主として金属製のもの							
その他のもの							
							六年
八年	一七年	一五年	二二年	一八年	一五年	一五年	二二年

## ガス業用設備

## 製造用設備

供給用設備

鋳鉄製導管

鋳鉄製導管以外の導管

需要者用計量器

その他の設備

その他の設備

主として金属製のもの

その他のもの

## 熱供給業用設備

## 通信業用設備

## 放送業用設備

一〇年

二二年

二三年

一三年

一五年

一七年

一八年

一七年

九年

六年

六年	九年	一七年	一八年	一七年	一五年	一三年	二二年

備 備	運輸に附帶する サービス業用設 備	倉庫業用設備	用設備	道路貨物運送業	鐵道業用設備	用設備	文字情報制作業	映像、音声又は
					自動改札装置 その他の設備			
一〇年		二年	二年	二年	五年	八年		

飲食料品卸売業 用設備	建築材料、鉱物 又は金属材料等 (貯そうを除く。)	卸売業用設備 その他設備	飲食料品小売業 用設備	その他の小売業 用設備
石油又は液化石油ガス卸売用設備 (貯そうを除く。)	一三年	その他設備	九年	ガソリン又は液化石油ガススタン ド設備
一〇年	八年	一七年	八年	その他の設備 主として金属製のもの その他もの

## 技術サービス業

## 計量証明業用設備

八年

## 用設備（他の号に掲げるものを除く。）

## その他の設備

四年

設備	その他の生活関連サービス業用	場業用設備	洗濯業、理容業、美容業又は浴	飲食店業用設備	宿泊業用設備	用設備（他の号に掲げるものを除く。）	その他の設備
六年	一三年	八	八	一〇	一四	八	八年

設備	自動車整備業用 用設備	教育業（学校教育業を除く。） 又は学習支援業	映画館又は劇場用設備 遊園地用設備 ボウリング場用設備 その他の設備	主として金属製のもの その他のもの	一七年 八年	一三年 八年	七年 八年	一年 一年
		主として金属製のもの その他のもの	教習用運転シミュレータ設備 その他の設備					
一五年	八年	一七年	五年					

その他のサービ

ス業用設備

水道用設備

電気設備

汽力発電設備

内燃力発電設備

蓄電池電源設備

その他のもの

ポンプ設備

薬品注入設備

滅菌設備

通信設備

計測設備

計量器

量水器

その他のもの

一〇八年

一〇九年

一〇〇年

一五年

二〇六年

一五年

一二年

の 分によらないもの	前掲の機械及び装置以外のもの 並びに前掲の区分によらないもの	前掲の機械及び 機械式駐車設備 その他の設備 主として金属製もの	主として金属造のもの 主として木造のもの
		一〇年	一七年
	八年	一七年	一五年